

従業員の奨学金返済額の全額を支給

— 奨学金返還支援制度を開始します —

金下建設株式会社（本社所在地：京都府宮津市字須津471番地の1、代表取締役社長：金下昌司）は、在籍する従業員が毎月返済している奨学金と同額を手当として支給する「奨学金返還支援制度」を開始いたします。^{*1}

福利厚生拡充により、安心して就業できる職場環境を整え、活躍を期待するとともに、優秀な人材の採用に繋げていきます。

制度設立の背景

学生の約2.7人に1人が奨学金を利用していると言われる現在、^{*2}社会人となった若者の奨学金返済による生活の困窮や返済の滞納、奨学金破産という現実が社会問題化しています。当社におきましても、奨学金を返済している従業員が複数名在籍しております。

また、建設業界におきましては現在深刻な人手不足の状況にあり、土木・建築を志す学生も年々減少傾向にあることから、この状況が長期的に継続することが危惧されています。

当社は、インフラストラクチャの継続的な存続と維持をするためにも、将来の建設技術者を育成することが、当社が果たすひとつの役割であると考えています。経済的理由で従業員や勉学に励む学生が、ものづくりの夢を絶やさぬため、奨学金返還支援制度を設立することといたしました。

制度概要

名 称	奨学金返還支援制度
対 象 者	当社に在籍し、奨学金を返済している従業員
内 容	返済している毎月の奨学金返済額と同一の金額を「奨学金手当」として毎月の給与に加えて支給する。 返済総額の上限なし（但し、当制度における月額支給額の上限は30,000円とする。）

*1 在籍中の従業員については、2018年11月9日より本制度を開始しております。

*2 独立行政法人日本学生支援機構発表資料による。